

平成30年5月13日

第8回定時総会

公益社団法人日本美術教育連合 定款改定案

人材の固定化による組織の疲弊を考慮するとともに、組織の活性化を目的として、以下の修正案を平成30年度第8回定時総会議案としたい。

新

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 前項の理事長を以て一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
- 4 代表理事は任期を5期ないし10年を限度とする。
- 5 理事は同一局担当任期を5期ないし10年を限度とする。**

旧

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 前項の理事長を以て一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
- 4 代表理事は任期を5期ないし10年を限度とする。

(新設)

以上